

第 3 1 号議案

桶川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員の旅費に関する条例（昭和 5 8 年桶川市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。

改正前	改正後
(旅費の調整) 第19条 略	(旅費の調整) 第19条 略 2 出張命令権者は、職員等がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、規則で定めるところにより旅費を支給することができる。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、同日以後の出張に係る旅費について適用する。
- 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年桶川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(旅費) 第7条 略 5 桶川市職員の旅費に関する条例(昭和58年桶川市条例第5号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第14条第2項、第15条第2項及び<u>第19条</u>の規定は、市長等の旅費について準用する。この場合におい	(旅費) 第7条 略 5 桶川市職員の旅費に関する条例(昭和58年桶川市条例第5号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第14条第2項、第15条第2項及び<u>第19条第1項</u>の規定は、市長等の旅費について準用する。この場合に

て、同条例第2条(第1号を除く。)及び第3条中「職員」とあるのは「市長等」と、同条例第3条第1項中「出張を命ぜられた場合」とあるのは「出張した場合」と、同条例第19条中「出張命令権者は、出張をした職員等」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。	において、同条例第2条(第1号を除く。)及び第3条中「職員」とあるのは「市長等」と、同条例第3条第1項中「出張を命ぜられた場合」とあるのは「出張した場合」と、同条例第19条第1項中「出張命令権者は、出張をした職員等」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。
--	--

令和6年6月5日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、旅費の調整に関する規定を改正したいので、この案を提出するものである。